

和泉市死者情報の提供に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 5 月 1 5 日

和泉市長 辻 宏 康

和泉市死者情報の提供に関する要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 この要綱は、死者に関する情報を必要とする遺族等について、個人情報保護法に基づく開示請求又は情報公開条例に基づく公開請求のいずれにおいても必要な情報を得られない場合があることを踏まえ、市の保有する死者情報の提供の申出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）で、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものに記録されているものをいう。
- (2) 実施機関 和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。

(提供の申出対象者)

第3条 実施機関は、次に掲げる者（以下「対象者」という。）に対して、死者情報を提供することができる。

- (1) 死者の配偶者、子又は父母
- (2) 前号に掲げるもののほか、死者情報を提供する必要があると実施機関が特に認める者

(提供の申出)

第4条 前条の規定により提供を受けようとする対象者（次項の規定による申出をする者を含む。以下「申出者」という。）は、死者情報提供申出書（様式第1号）により実施機関に申出をしなければならない。

2 対象者が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該対象者の法定代理人は、対象者に代わって、前項の規定による申出（以下「提供申出」という。）をすることができる。

3 申出者は、実施機関に対して、自己が対象者本人であること又は対象者の法定代理人であることを証明するために、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 対象者本人が提供申出する場合 運転免許証、旅券、個人番号カードその他これらに類するものとして実施機関が認める書類

(2) 法定代理人が提供申出する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、戸籍抄本その他当該法定代理人の資格を証明する書類として実施機関が認める書類

4 申出者は、実施機関に対して、提供申出に係る死者との関係を証明するために、戸籍謄本、戸籍抄本その他実施機関が必要と認める書類を提出しなければならない。

（不提供情報）

第5条 実施機関は、提供申出があったときは、当該提供申出に係る死者情報に次に掲げる情報（以下「不提供情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、申出者に対し、当該死者情報を提供することができない。

(1) 提供申出に係る死者及び申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、提供することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、提供する必要があると認められる情報

ウ 当該提供申出に係る死者以外の個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立

行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、提供する必要があると認められる情報を除く。

ア 提供することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、提供することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、提供することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすお

それ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 実施機関は、提供申出に係る死者情報に不提供情報が含まれている場合において、不提供情報に該当する部分を容易に分離できるときは、申出者に対し、当該部分を除いた部分につき提供することができる。

(提供の決定)

第6条 実施機関は、提供申出に係る死者情報の全部若しくは一部を提供するとき又は全部を提供しないときは、その旨の決定をし、死者情報提供回答書（様式第2号）により、申出者に回答しなければならない。

(提供の実施)

第7条 実施機関は、前条の規定による提供の決定をしたときは、速やかに当該決定に係る死者情報を提供するものとする。

- 2 前項の規定による死者情報の提供は、当該死者情報が文書、図画、写真その他これらに類するものにあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあつてはこれらに準じた方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、死者情報を提供することにより当該死者情報が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第5条第2項の規定による部分提供を行うときその他相当の理由があるときは、当該死者情報を複写したものを閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準じた方法により提供することができる。

(費用負担)

第8条 前条の規定に基づき死者情報の写しの交付（前条第2項及び第3項のこれらに準じた方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の費用の額は、別表のとおりとする。

(他の制度との調整)

第9条 この要綱は、法令等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又はその謄本、抄本等の交付を受けることができるときは、適用しない。

- 2 この要綱は、前項に定めるもののほか、図書館その他市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している死者情報については、適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第8条関係）

交付の方法		交付する媒体の規格	負担すべき費用の額
乾式複写機による写し（モノクロ）の交付		日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙	1枚につき10円
光ディスクに複製したものの交付	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の場合	日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき100円。ただし、文書が10枚を超える場合は、11枚目以降の文書1枚につき10円を加算
	その他の場合		1枚につき100円
	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の場合	日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき150円。ただし、文書が15枚を超える場合は、16枚目以降の文書1枚につき10円を加算
	その他の場合		1枚につき150円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 文書等をスキャナにより読み取る場合には、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙片面を1枚として計算する。
- 3 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、実施機関が別に定める。
- 4 写しを送付する場合は、郵送料相当額を別途徴収する。

死者情報提供申出書

年 月 日

（実施機関） 様

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

和泉市死者情報の提供に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。
記

1 死者の氏名、住所、生年月日及び対象者との関係

氏 名	
住 所 又 は 居 所	
生 年 月 日	
対 象 者 と の 関 係	

2 提供の申出をする死者情報の内容（具体的に特定してください。）

3 提供の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における提供の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付（用紙 ・ 光ディスク）

イ 写しの送付を希望する。

4 本人確認等 該当するものに☑を記入してください。

ア 申出者 本人 法定代理人

イ 申出者の本人確認書類
 運転免許証 旅券 個人番号カード
 その他（ ）

※申出書を送付して申出をする場合には、上記書類のコピーを添付してください。

ウ 対象者の状況等（法定代理人が申出をする場合にのみ記載してください。）
 (ア) 対象者 未成年者（ ____年__月__日生 満__歳） 成年被後見人
 (イ) 対象者の氏名 _____
 (ウ) 対象者の住所又は居所 _____

エ 死者と対象者との関係を証明するため、次のいずれかの書類を提出してください。
 申出資格確認書類（コピー不可） 戸籍謄（抄）本 その他（ ）

オ 法定代理人が申出をする場合、次のいずれかの書類を提出してください。
 申出資格確認書類（コピー不可） 戸籍謄（抄）本 登記事項証明書 その他（ ）

※ 提供申出の対象となる情報に第三者の情報が含まれる場合、当該第三者に開示の可否を照会する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

様

（実施機関）

死者情報提供回答書

年 月 日付けで申出のあった死者情報の提供について、和泉市死者情報の提供に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり回答します。

記

- 1 死者情報の内容（ 全部提供 ・ 部分提供 ・ 不提供 ）

--

- 2 不提供とした部分とその理由

--

- 3 提供の実施の方法等

(1) 提供の実施の方法等
(2) 提供を実施することができる日時及び場所 日 時： 場 所：
(3) 写しの作成に要する費用、送付に要する費用
(4) 担当課 電話番号

注1 提供を受ける際には、この回答書を提示してください。

2 指定された提供の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

3 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が申出者の負担となります。また、写しの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。